

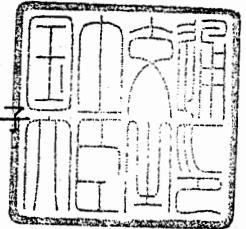


認 定 書

国住指第1640号
平成14年2月1日

社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会
会長 米持 謙三 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二口及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

EB-9111
EB-9112
EB-9113
EB-9114
EB-9115
EB-9116
EB-9117
EB-9118
EB-9119

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

アルミニウム合金製はめ殺し窓
アルミニウム合金製引き窓
アルミニウム合金製上げ下げ窓
アルミニウム合金製ルーバー窓
アルミニウム合金製オーニング窓
アルミニウム合金製プロジェクト窓
アルミニウム合金製開き窓
アルミニウム合金製引き雨戸
アルミニウム合金製巻上げ窓シャッター

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り